

野田市若年がん患者の在宅療養費用の助成 Q&A

申請書兼請求書の「申請者」は誰の氏名を記入すればよいですか。

申請書兼請求書の「申請者」は、原則、助成対象者本人の氏名を記入してください。本人が申請できない場合は委任を受けた方等の氏名を記入してください。その場合、申請に必要な書類の他に、対象者本人との関係がわかる書類を提出していただく場合があります。住民票、戸籍等で関係がわかる書類を用意できない場合には、委任状を提出してください。

申請書兼請求書の振込先口座は助成対象者以外の口座を記入することはできますか？

振込先口座は、原則、助成対象者本人となりますが、本人以外の口座となる場合は、委任状等を提出してください。なお、申請書兼請求書の「申請者」と「口座名義人」は、原則同じ方の氏名を記入してください。

対象者がすでに住民でない場合でも申請はできますか。

申請時点で、助成対象者が転出、死亡した場合でも、サービス利用日時点で野田市に住民登録があることが確認できれば申請可能です。

領収書の氏名が助成対象者本人ではない場合も対象になりますか？

対象者本人が利用するための費用であれば、対象となります。領収書の氏名が対象者本人ではない場合、対象者本人との関係がわかる書類を提出していただく場合があります。

1か月あたりの利用上限額を超えて、サービスを利用することは出来ますか。

1か月あたりの利用上限額は、あくまで本事業における助成対象となる上限額です。上限額を超えてのサービス利用を妨げるものではありません。ただし、利用上限額を超えた分については、利用者の自己負担になります。

サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。

重度障がい者等日常生活用具費助成等事業、小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業で、費用助成を利用したサービスについては、対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

サービスの提供事業者には指定はありますか。

原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。

- 1 法人格である
- 2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でない

健全な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。

健全な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。健全な介護者（同居者）がいた場合でも、助成対象者本人のためのサービスであれば本制度を利用することが可能です。

入院中の方が、在宅療養の準備に購入したものは補助の対象となりますか。

対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。

末期がんと認定され在宅療養していたが最終的に入院した場合は助成対象となりますか。

在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分については助成対象となります。

利用途中に補助対象者が 40 歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能ですか。

40歳の誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことが可能です（誕生日の前日以降の費用は本制度の対象となりません）。そのため、月単位で支払っているものに関しては、日割り計算となります

クレジット決済で購入し、領収書がないがどうしたらよいですか？

店舗等によっては、クレジットカード決済でも領収書が発行できる場合がありますので、購入先にご確認ください。領収書が発行されない場合は、利用内容および支払金額が確認できる書類を提出してください。

通院時に、病院以外に立ち寄って、帰宅した場合でもタクシー費用は対象となりますか？

通院を目的に外出した場合には、対象となります。タクシー費用の請求には、利用日が記載された領収書の原本、通院等で利用したことを確認できる書類の写し（受診の領収書、診療報酬明細書など）を提出してください。

家政婦・家事代行サービスで、助成対象者の家族の世話を頼んだ場合にも費用は対象となりますか？

助成対象者本人のためのサービス以外を目的として、サービスを利用した場合には対象となりません。

送料、組み立て費用などは対象となりますか？

購入費用の助成の場合、本体価格+消費税が助成対象となります。送料、組み立て費用、代引き手数料は含めず申請してください。クーポンやポイント等を利用した場合は、実際に支払った金額となります。

問合せ先:野田市保健センター TEL 04-7125-1189